委　託　仕　様　書

１．本委託における委託標準仕様については、次によるものとする。

１）東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」「測量委託標準仕様書」による。

２）仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は発注者による。

２．読みかえ

同仕様中「都」「局」とあるは「日野市役所」と読みかえる。

３．特記事項

別紙

委 託 件 名	幹線市道Ⅱ-49 号線ほか 3 路線舗装補修工事設計業務委託

特 記 仕 様 書

「業務目的」

本委託は、舗装補修工事を予定している箇所において、工事発注に向けた設計を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

「業務概要」

1）委託場所：日野市大坂上三丁目 1 番地先～大坂上三丁目 8 番地先間ほか 3 路線

2）委託期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

3）委託概要：以下に示すとおり

番号	路線名	対象延長
1	幹線市道Ⅱ-49 号線	220m
2	幹線市道Ⅰ-19 号線(橋梁部含む)	140m
3	幹線市道Ⅰ-12 号線	267m
4	幹線市道Ⅰ-9 号線(車道)	940m
5	幹線市道Ⅰ-9 号線(両歩道)	430m

「情報セキュリティポリシーの遵守」

1）本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

2）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については日野市ホームページの入札情報から入手できる。

3）本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

4）本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

「環境負荷低減の取組みについて」

1）日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる日野市の方針等(日野市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画　⑥気候非常事態宣言　⑦日野市プラスチック・スマート宣言

２）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務」

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第４２号）」に基づき、次の事項に留意すること。

１）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

２）差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第１３条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第１２条の規定による「勧告」に従わないときは、日野市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

「内部通報制度」

1）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2）内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

「環境により負荷の小さい自動車利用」

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

「再委託」

１）受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

２）この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

３）本委託業務等の再委託先である協力会社は、日野市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

「日野市契約における暴力団等排除措置要綱」

受注に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(再受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、調査職員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

「資料の貸与」

本業務の履行にあたっては、下記の資料を貸与する。

① 道路台帳平面図
② 舗装たわみ量調査解析業務報告書

「管理技術者」

管理技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

① 技術士(総合技術監理部門：建設-道路)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
② 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
③ RCCM(道路部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

「照査技術者及び照査の実施」

１）本委託業務の履行に当たっては、設計委託標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

２）標準仕様書第 1 章第 1 節 1.1.8 の 2 に定める照査技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

① 技術士(総合技術監理部門：建設-道路)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
② 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
③ RCCM(道路部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

「地元協議等」

本業務においては、標準仕様書第 1 章第 1 節 1.1.15「地元協議等」に規定する協議を行う予定は無い。

「提出書類」

受託者は、受注者提出書類処理基準により、関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。

【委託事項】

１．設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認するとともに、業務計画書を作成する。

２．現地調査

調査職員と設計範囲を確認するとともに道路施設の補修箇所を特定し、路線ごとに現地調査報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

なお、現地調査報告書には設計範囲及び道路施設の補修箇所を確認できる写真報告も行うこと。

３．平面図作成

道路台帳平面図を参考とし、現場計測を行い、設計平面図を作成すること。また、調査職員と設計平面図と現場に相違ないことを確認したのち、設計平面図報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

【計測の対象】

①設計延長

②設計幅員

③道路付帯施設

４．舗装補修設計

作成した設計平面図を基に、舗装補修設計の設計（平面・標準断面・縦断・道路付帯構造物）を行う。

なお、本設計は東京都建設局 道路工事設計基準（最新版）を基に設計を行うこと。

５．設計図

舗装補修工事を発注するにあたり必要な設計図を作成する。また、図面作製において必要になる簡易測量を行うこと。なお、設計図報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

①補修全体平面図

②補修全体平面図（補助対象を赤色で表示）

③標準断面図

④縦横断計画図

⑤舗装切断工図

⑥舗装補修箇所図

⑦道路付帯施設補修箇所図

⑧道路付帯施設構造図

⑨区画線工図

⑩交通規制図（施工区間ごとに作成し誘導員の算出根拠とすること）

⑪その他、舗装補修工事発注に必要な図面

６．数量計算

上記で作成した設計図をもとに数量計算書（車道及び歩道を区分すること）を作成すること。

なお、数量計算書は委託者が用意した様式を使用すること。なお、数量計算書報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

７．照査

設計図報告書及び数量計算書報告書の内容が一致していることを確認する。設計図と数量計算書の数値が一致している場合は設計図と数量計算書の該当箇所に赤色鉛筆でレ点を付し照査報告書を作成し、委託者の了解を得てから次の作業に進むこと。

８.工事費算出

当該設計成果に基づき、工事費の算出を行うこと。なお、工事費の算出に伴い、国土交通省及び東京都積算基準を確認し、工事費作成根拠（使用する施工単価コード及び入力条件等）を添付し工事費算出報告書を提出すること。

９．打合せ

本業務の打合せは、初回、中間時１回、納品時の３回を標準とする。ただし、委託者と受託者が別途必要と認めた際には委託者の指示に従うものとする。

１０.成果品（2 部）

①現地調査報告書
②設計平面図報告書
③設計図報告書
④数量計算報告書
⑤照査報告書
⑥工事費算出報告書
⑦上記、電子データ（エクセル、ワード、AUTO CAD、PDF）

１１.準用する法令等

・東京都設計委託標準仕様書(最新版)
・道路工事設計基準（東京都建設局）
・積算基準（国土交通省、東京都建設局）
・建設局標準構造図集（東京都建設局）
・日野市諸規則及び基準、規程
・その他関係法令、規程